

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月30日
【会社名】	日本インター株式会社
【英訳名】	Nihon Inter Electronics Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江坂文秀
【本店の所在の場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	経営企画部戦略企画室長 沖雅直
【最寄りの連絡場所】	神奈川県秦野市曾屋1204番地
【電話番号】	0463(84)8015
【事務連絡者氏名】	経営企画部戦略企画室長 沖雅直
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 250,005,000円
【安定操作に関する事項】	該当なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成22年6月30日開催の当社定時株主総会において、第三者割当による当社普通株式の発行が特別決議により承認されたこと、及び、同日、当社定款の変更がなされたこと、並びに、同日、臨時報告書を提出したことに伴い、平成22年5月24日に提出した有価証券届出書、並びに平成22年5月26日、平成22年6月11日、平成22年6月14日、平成22年6月21日及び平成22年6月23日に提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第3 第三者割当の場合の特記事項

1 割当予定先の状況

(2) 割当予定先の選定理由

3 発行条件に関する事項

(1) 発行価格の算定根拠

第三部 追完情報

3【訂正箇所】

訂正箇所は____線を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	1,666,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 平成22年5月24日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会において特別決議による承認を得ること、及び平成22年6月22日開催の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立することが条件とされておりますが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立いたしました。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式（以下「現行優先株式」）と総称します。）についての定めを定款に定めております。現行優先株式の単元株式数はいずれも100株であります。また、現行優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しないこととされています。これは、現行優先株式を、剰余金の配当や残余財産の分配について優先権をもつ代わりに議決権がない内容としたことによるものであります。しかしながら、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、現行優先株式についての定めを削除するための定款変更に係る議案を平成22年6月30日開催予定の当社定時株主総会に付議する旨決議するとともに、当該定款変更に係る議案の同定時株主総会における承認取得及び当該定款変更の効力発生を条件として、新たにA種優先株式（以下「本件A種優先株式」）についての定めを定款に設けるための定款変更に係る議案を同定時株主総会に付議する旨を決議いたしました。本件A種優先株式の単元株式数は100株とされる予定です。また、本件A種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しないこととされます。これは、本件A種優先株式を、剰余金の配当や残余財産の分配について優先権をもつ代わりに議決権がない内容とすることによるものであります。

当社は、平成22年4月26日に、事業再生ADR手続の正式申請を行い、その後、事業再生ADR手続を成立させるため、事業再生ADR手続の中で事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を策定し、関係者との間で協議を進めてまいりました。そして、平成22年6月11日付で提出した臨時報告書にてお知らせしましたとおり、平成22年6月10日開催の取締役会において、本事業再生計画案に記載の施策のうち、当社が、第三者割当により本件A種優先株式を発行することを決議いたしました。上記定款変更は、本件A種優先株式の発行に必要な定款変更を行うものであります。すなわち、本件A種優先株式を発行するためには、現行優先株式の発行可能種類株式数及びその内容に関する定款規定を見直す必要があることから、現在の当社定款の現行優先株式に関する規定を削除する定款変更を行った上で、当該定款変更案が承認され定款変更の効力が生じることを条件に、本件A種優先株式発行のために本件A種優先株式に関する定款規定を新設する定款変更を行う必要があることによるものであります。

< 後略 >

（訂正後）

種類	発行数	内容
普通株式	1,666,700株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株となっております。

（注）1. 平成22年5月24日開催の取締役会決議によるものであり、平成22年6月30日開催の当社定時株主総会において特別決議による承認を得ること、及び平成22年6月22日開催の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」）の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立することが条件とされておりましたが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立し、また、平成22年6月30日、当社定時株主総会において特別決議による承認を得ました。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 当社は、普通株式と異なる種類の株式として、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式（以下「旧優先株式」）と総称します。）についての定めを定款に定めておりました。しかしながら、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、旧優先株式についての定めを削除するための定款変更に係る議案を平成22年6月30日開催の当社定時株主総会に付議する旨決議するとともに、当該定款変更に係る議案の同定時株主総会における承認取得及び当該定款変更の効力発生を条件として、新たにA種優先株式（以下「本件A種優先株式」）についての定めを定款に設けるための定款変更に係る議案を同定時株主総会に付議する旨を決議し、平成22年6月30日、当社定時株主総会において、旧優先株式についての定めを削除するための定款変更に係る議案及び本件A種優先株式についての定めを新設するための定款変更に係る議案がいずれも承認され、当該定款変更が効力を生じました。本件A種優先株式の単元株式数は100株であります。また、本件A種優先株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しないこととされています。これは、本件A種優先株式を、剰余金の配当や残余財産の分配について優先権をもつ代わりに議決権がない内容とすることによるものであります。

当社は、平成22年4月26日に、事業再生ADR手続の正式申請を行い、その後、事業再生ADR手続を成立させるため、事業再生ADR手続の中で事業再生計画案(以下「本事業再生計画案」といいます。)を策定し、関係者との間で協議を進めてまいりました。そして、平成22年6月11日付で提出した臨時報告書にてお知らせしましたとおり、平成22年6月10日開催の取締役会において、本事業再生計画案に記載の施策のうち、当社が、第三者割当により本件A種優先株式を発行することを決議いたしました。上記定款変更は、本件A種優先株式の発行に必要な定款変更を行ったものであります。すなわち、本件A種優先株式を発行するためには、旧優先株式の発行可能種類株式数及びその内容に関する定款規定を見直す必要があったことから、当社定款の旧優先株式に関する規定を削除する定款変更を行った上で、当該定款変更案が承認され定款変更の効力が生じることを条件に、本件A種優先株式発行のために本件A種優先株式に関する定款規定を新設する定款変更を行う必要があったことによるものであります。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

<中略>

(2) 割当予定先の選定理由

(訂正前)

当社は、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、事業再生ADR手続の正式な申請を行い、同日付で受理されました。

また、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。

このような状況の中、当社の再建のためには、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図る必要があります。特に製品事業では、生産体制の見直しによる原価低減と海外営業の強化により、価格競争力を向上させグローバル化に対応していくとともに、海外の半導体組立専門メーカーへの生産委託やファンドリの活用により固定費の変動費化を進め、事業リスクの軽減を目指しております。

このような課題の中、当社は、財務内容の改善及び事業基盤の強化を図るべく、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd. (以下「Mingxin」といいます。)に対し、当社に対する金融支援及び当社との事業面での協力関係の強化について打診し、その後Mingxinとの間で当社に対する金融支援についての協議を行っていたところ、今般、Mingxinに対し第三者割当の方法により普通株式の発行を行うこと(以下「本第三者割当増資」といいます。)により、Mingxinから金融支援を受けることについて合意いたしました。但し、本第三者割当増資による当社普通株式(本第三者割当増資の対象となる株式を、以下「本株式」といいます。)の発行については、後記「3. [発行条件に関する事項] (2) 有利発行の理由等」に記載のとおり、会社法上本株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額になるものとして、平成22年6月30日開催予定の当社の定時株主総会において特別決議によるご承認をいただくことを条件といたしました。また、本第三者割当増資による本株式の発行は、事業再生ADR手続の成立がその条件の一つとされておりましたが、平成22年6月22日に開催された事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立いたしました。

なお、資金調達手段については、上記のとおり、当社においては財務内容の改善を図ることが急務となっており、事業再生ADR手続中にある当社の状況に鑑み、資本増強を伴う資金調達を行うこととし、また、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断しました。

当社は、本第三者割当増資によるMingxinとの資本関係を通じて、Mingxinとのより強固な協力関係を構築することにより、同社より事業面での協力を得られるものと考えております。すなわち、当社製品の組立(パッケージ)工程をMingxinへ生産委託することによるコスト削減、業界の成長を牽引している中国市場における事業面での協力等による、省電力、クリーンエネルギー等を中心とした環境関連事業の強化、及び中国での現地生産によるSCMでの強化等を実現できるものと考えております。このように、資本提供を受けることによる事業シナジーが見込まれるMingxinは、当社による本第三者割当増資の割当先としてベストパートナーであり、本第三者割当増資は、当社の財務内容の改善のみならず、事業基盤及び競争力の強化に大きく寄与するものと考えております。

本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能とすることにより、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断いたしております。

<後略>

（訂正後）

当社は、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、事業再生ADR手続の正式な申請を行い、同日付で受理されました。

また、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。

このような状況の中、当社の再建のためには、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図る必要があります。特に製品事業では、生産体制の見直しによる原価低減と海外営業の強化により、価格競争力を向上させグローバル化に対応していくとともに、海外の半導体組立専門メーカーへの生産委託やファンドリの活用により固定費の変動費化を進め、事業リスクの軽減を目指しております。

このような課題の中、当社は、財務内容の改善及び事業基盤の強化を図るべく、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）に対し、当社に対する金融支援及び当社との事業面での協力関係の強化について打診し、その後Mingxinとの間で当社に対する金融支援についての協議を行っていたところ、今般、Mingxinに対し第三者割当の方法により普通株式の発行を行うこと（以下「本第三者割当増資」といいます。）により、Mingxinから金融支援を受けることについて合意いたしました。但し、本第三者割当増資による当社普通株式（本第三者割当増資の対象となる株式を、以下「本株式」といいます。）の発行については、後記「3. [発行条件に関する事項]（2）有利発行の理由等」に記載のとおり、会社法上本株式の払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額になるものとして、平成22年6月30日開催の当社の定時株主総会において特別決議によるご承認をいただくことを条件としておりましたが、同定時株主総会において、特別決議によるご承認をいただきました。また、本第三者割当増資による本株式の発行は、事業再生ADR手続の成立がその条件の一つとされておりましたが、平成22年6月22日に開催された事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立いたしました。

なお、資金調達手段については、上記のとおり、当社においては財務内容の改善を図ることが急務となっており、事業再生ADR手続中にある当社の状況に鑑み、資本増強を伴う資金調達を行うこととし、また、通常の公募及び株主割当等と比較し、迅速かつ確実性が高い第三者割当増資の方法によることが当社にとって最適な資金調達方法であると判断しました。

当社は、本第三者割当増資によるMingxinとの資本関係を通じて、Mingxinとのより強固な協力関係を構築することにより、同社より事業面での協力を得られるものと考えております。すなわち、当社製品の組立（パッケージ）工程をMingxinへ生産委託することによるコスト削減、業界の成長を牽引している中国市場における事業面での協力等による、省電力、クリーンエネルギー等を中心とした環境関連事業の強化、及び中国での現地生産によるSCMでの強化等を実現できるものと考えております。このように、資本提供を受けることによる事業シナジーが見込まれるMingxinは、当社による本第三者割当増資の割当先としてベストパートナーであり、本第三者割当増資は、当社の財務内容の改善のみならず、事業基盤及び競争力の強化に大きく寄与するものと考えております。

本第三者割当増資により、株式の希薄化が生じますが、本第三者割当増資は、上記のとおり当社が直面している厳しい経営環境への迅速な対応並びに当社の事業構造及びコスト構造の変革の推進を可能とすることにより、当社の業績発展に大きく寄与するものであり、当社の企業価値及び株主価値の向上に資するものと判断いたしております。

<後略>

3【発行条件に関する事項】

（1）発行価格の算定根拠

（訂正前）

本第三者割当増資の払込金額は、1株につき150円ですが、かかる払込金額は、当社の業績動向、今回発行される本株式の数、昨今の株式市場の動向を踏まえ、かつ、債務超過となっている当社の財務状況、当社の事業再生計画及び過去の当社株価推移に鑑み、Mingxinとの協議・交渉により決定したものです。本株式1株当たりの払込金額である150円は、本第三者割当増資による本株式の発行についての取締役会決議日である平成22年5月24日の前営業日の終値である154円に対して2.60%のディスカウントにあたります。なお、かかる払込金額は、当社による事業再生ADR手続の申請を公表した平成22年4月26日以前の当社株価を含む上記取締役会決議日の直前の1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均174.7円及び212.2円に対し、それぞれ14.15%及び29.30%のディスカウントとなります。

当社は、当社株式の現在の客観的かつ適正な価値を表すものとして、過去一定期間の終値の平均値を基準とするよりも、平成22年4月26日付での当社による事業再生ADR手続の申請についての公表、平成22年5月11日付の「平成22年3月期決算短信」及び同日付での継続企業の前提に関する注記についての公表を織り込んだ上で市場における評価である上記取締役会決議日の直前営業日の株価を基準とすることが妥当であると判断し、同日の終値である154円を参考に、払込金額を150円としたものです。

本第三者割当増資の払込金額は、上記のとおり、当社を取り巻く状況等を勘案の上、Mingxinとの協議・交渉の結果決定されたものであり、また、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日の終値の2.60%のディスカウントに相当するものとなっていることから、合理的な金額であると考えておりますが、平成22年4月26日付の事業再生ADR手続の申請等についての公表後、当社株式の市場価格が大きく変動したことにより、上記取締役会決議日の直前の1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均174.7円及び212.2円に対し、それぞれ14.15%及び29.30%のディスカウントに相当する金額となっている点をも勘案し、割当予定先であるMingxinに対して特に有利な金額になるものとして、平成22年6月30日に開催予定の当社定時株主総会において、株主様より特別決議によるご承認をいただいた上で、上記払込金額にて本第三者割当増資を実施することいたしました。

当社は、前記「1 [割当予定先の状況] (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、事業再生ADR手続の正式な申請を行い、同日付で受理されました。また、当社は平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。かかる状況において、当社の再建のためには、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図る必要があります。

このような状況を勘案した上、事業シナジーが見込まれるMingxinとの資本面及び事業面での協力関係を強化すべく、Mingxinとの協議・交渉により、Mingxinへの第三者割当の方法による本株式の発行を迅速かつ確実に実行するために、上記の発行条件による本株式の発行を選択いたしました。

<後略>

(訂正後)

本第三者割当増資の払込金額は、1株につき150円ですが、かかる払込金額は、当社の業績動向、今回発行される本株式の数、昨今の株式市場の動向を踏まえ、かつ、債務超過となっている当社の財務状況、当社の事業再生計画及び過去の当社株価推移に鑑み、Mingxinとの協議・交渉により決定したものです。本株式1株当たりの払込金額である150円は、本第三者割当増資による本株式の発行についての取締役会決議日である平成22年5月24日の前営業日の終値である154円に対して2.60%のディスカウントにあたります。なお、かかる払込金額は、当社による事業再生ADR手続の申請を公表した平成22年4月26日以前の当社株価を含む上記取締役会決議日の直前の1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均174.7円及び212.2円に対し、それぞれ14.15%及び29.30%のディスカウントとなります。

当社は、当社株式の現在の客観的かつ適正な価値を表すものとして、過去一定期間の終値の平均値を基準とするよりも、平成22年4月26日付での当社による事業再生ADR手続の申請についての公表、平成22年5月11日付の「平成22年3月期決算短信」及び同日付での継続企業の前提に関する注記についての公表を織り込んだ上で、市場における評価である上記取締役会決議日の直前営業日の株価を基準とすることが妥当であると判断し、同日の終値である154円を参考に、払込金額を150円としたものです。

本第三者割当増資の払込金額は、上記のとおり、当社を取り巻く状況等を勘案の上、Mingxinとの協議・交渉の結果決定されたものであり、また、本第三者割当増資に関する取締役会決議日の前営業日の終値の2.60%のディスカウントに相当するものとなっていることから、合理的な金額であると考えておりますが、平成22年4月26日付の事業再生ADR手続の申請等についての公表後、当社株式の市場価格が大きく変動したことにより、上記取締役会決議日の直前の1ヶ月間及び3ヶ月間の終値平均174.7円及び212.2円に対し、それぞれ14.15%及び29.30%のディスカウントに相当する金額となっている点をも勘案し、割当予定先であるMingxinに対して特に有利な金額になるものとして、平成22年6月30日に開催の当社定時株主総会において、株主様より特別決議によるご承認をいただいた上で、上記払込金額にて本第三者割当増資を実施することといたしました。また、同定時株主総会において特別決議によるご承認をいただきました。

当社は、前記「1 [割当予定先の状況] (2) 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、平成22年4月26日に、事業再生実務家協会に対して、事業再生ADR手続の正式な申請を行い、同日付で受理されました。また、当社は平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあります。かかる状況において、当社の再建のためには、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図る必要があります。

このような状況を勘案した上、事業シナジーが見込まれるMingxinとの資本面及び事業面での協力関係を強化すべく、Mingxinとの協議・交渉により、Mingxinへの第三者割当の方法による本株式の発行を迅速かつ確実に実行するために、上記の発行条件による本株式の発行を選択いたしました。

<後略>

第三部【追完情報】

（訂正前）

1 事業等のリスクについて

組込情報である第59期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月23日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に変更がございました。変更となった箇所は____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項及び以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月23日）現在において判断するものです。

< 中略 >

当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資によりMingxinに割り当てる株式数は1,666,700株であることから、Mingxinの議決権数は16,667個となり、当社の総議決権数309,353個（直前の基準日である平成22年3月31日現在）に対する希薄化率は5.39%と、その程度は限定的ではありますが、当社株式に係る議決権の希薄化を生ずることとなります。

しかしながら、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあり、早期に財務体質の改善を図る必要があることから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

なお、当社は、事業再生ADR手続の中で、債務超過解消を実現する水準の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の金融支援を取引金融機関に対してお願いし、財務上の大きな課題である過大な有利子負債の削減及び自己資本の増強を実現していきます。上記金融支援の中で、当社は、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法により、取引金融機関に対するA種優先株式の発行を行うことについて決議いたしました。なお、かかるA種優先株式の発行については、平成22年6月22日開催の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立すること、並びに同年6月30日開催予定の当社定時株主総会において、A種優先株式の発行に関する議案の承認及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案の承認が得られることが条件とされておりますが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立しました。Mingxinを割当予定先とする第三者割当増資に加え、本A種優先株式に普通株式を対価とする取得請求権が付される予定であることから、将来においてこれが行使された場合には、既存株主様が保有する普通株式について希薄化が生じることとなります。

< 後略 >

（訂正後）

1 事業等のリスクについて

組込情報である第59期有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月30日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された内容に変更がございました。変更となった箇所は____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項及び以下に記載している将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月30日）現在において判断するものです。

< 中略 >

当社株式に係る議決権の希薄化に関わるリスク

当社は、平成22年5月24日開催の当社取締役会において、当社と昨年来取引のある中国の半導体組立専門メーカーであるNingbo Mingxin Microelectronics Co., Ltd.（以下「Mingxin」といいます。）を割当予定先とする第三者割当増資を行うことを決議いたしました。本第三者割当増資によりMingxinに割り当てる株式数は1,666,700株であることから、Mingxinの議決権数は16,667個となり、当社の総議決権数309,353個（直前の基準日である平成22年3月31日現在）に対する希薄化率は5.39%と、その程度は限定的ではありますが、当社株式に係る議決権の希薄化を生ずることとなります。

しかしながら、当社は、平成22年3月期事業年度において連結、単体ともに債務超過となり、継続企業の前提に重要な不確実性が存在する状況にあり、早期に財務体質の改善を図る必要があることから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、発行数量及び株式価値の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断しております。

なお、当社は、事業再生ADR手続の中で、債務超過解消を実現する水準の債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）等の金融支援を取引金融機関に対してお願いし、財務上の大きな課題である過大な有利子負債の削減及び自己資本の増強を実現していきます。上記金融支援の中で、当社は、平成22年6月10日開催の当社取締役会において、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）の手法により、取引金融機関に対するA種優先株式の発行を行うことについて決議いたしました。なお、かかるA種優先株式の発行については、平成22年6月22日開催の事業再生ADR手続の第3回債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案につき全取引金融機関等が同意し、事業再生ADR手続が成立すること、並びに同年6月30日開催の当社定時株主総会において、A種優先株式の発行に関する議案の承認及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する議案の承認が得られることが条件とされておりますが、平成22年6月22日、当社策定の事業再生計画案につき全取引金融機関等の同意を得て、事業再生ADR手続が成立し、また、平成22年6月30日、当社定時株主総会において、A種優先株式の発行及びA種優先株式の発行に必要な定款変更に関する各議案について承認を得ました。Mingxinを割当予定先とする第三者割当増資に加え、本A種優先株式に普通株式を対価とする取得請求権が付される予定であることから、将来においてこれが行使された場合には、既存株主様が保有する普通株式について希薄化が生じることとなります。

< 中略 >

2 臨時報告書の提出について

第四部「組込情報」の第59期有価証券報告書の提出日（平成22年6月21日）以降、本有価証券届出書の訂正届出書の提出日（平成22年6月30日）までの間に提出した臨時報告書の内容は以下のとおりであります。

平成22年6月30日提出の臨時報告書

当社は、平成22年6月30日開催の当社定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出いたしました。報告内容は以下のとおりです。

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案	取締役7名選任の件 取締役として、江坂文秀、三毛正、森三郎、古澤章、戸子台努、鬼塚哲也、春日昇の7名を選任する。
第2号議案	監査役2名選任の件 監査役として、森逸雄、金井直人の2名を選任する。
第3号議案	定款一部変更の件（1） 当社を種類株式発行会社でなくすため、種類株式に関する規定を削除する。 経営体制の強化のため、「代表取締役及び役付取締役」の条項に「取締役副社長」を追加する。
第4号議案	定款一部変更の件（2） 取引金融機関に対する債務の株式化に対応するため、A種優先株式に関する規定を追加する。
第5号議案	募集株式（A種優先株式）の募集事項の決定の取締役会への委任の件
第6号議案	第三者割当による募集株式（普通株式）発行の件
第7号議案	資本金、資本準備金及び利益準備金の額減少の件
第8号議案	剰余金処分の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案					
江坂文秀	192,999	8,263	0	(注) 1	可決 90.77%
三毛正	198,274	2,988	0		可決 93.25%
森三郎	196,618	4,644	0		可決 92.47%
古澤章	196,788	4,474	0		可決 92.55%
戸子台努	193,097	8,165	0		可決 90.81%
鬼塚哲也	198,297	2,965	0		可決 93.26%
春日昇	198,542	2,720	0		可決 93.37%
第2号議案					
森逸雄	199,909	1,376	0	(注) 1	可決 94.02%
金井直人	194,875	6,410	0		可決 91.65%
第3号議案	199,773	1,492	0	(注) 2	可決 93.95%
第4号議案	199,598	1,687	0	(注) 2	可決 93.87%
第5号議案	199,874	1,411	0	(注) 2	可決 94.00%
第6号議案	198,688	2,597	0	(注) 2	可決 93.44%
第7号議案	199,682	1,603	0	(注) 3	可決 93.91%
第8号議案	199,825	1,460	0	(注) 3	可決 93.98%

(注) 1 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上